

鶴ヶ島市フロアマット有料広告掲示基準

(平成20年11月10日決裁)

(平成27年 2月24日決裁)

(平成28年 3月30日決裁)

1 趣旨

この基準は、鶴ヶ島市有料広告掲載等取扱要綱（平成18年告示第79号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、フロアマット有料広告（以下「広告」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 掲示場所

広告の掲示場所は、鶴ヶ島市庁舎（以下「庁舎」という。）の玄関風除室及び鶴ヶ島市中央図書館（以下「図書館」という。）の正面玄関風除室とする。

3 掲示規格

掲示できる広告の大きさは、縦900mm×横1,500mmを基準とし、誤差50mmまでを許容範囲とする。

4 掲示方法等

- (1) 広告の形式は、フロアマット上に広告する内容を標示したものを設置するものとする。フロアマットについては歩行等、施設の利用に支障が生じないものとし、防災素材で出来ているものとする。フロアマットの厚さは8mmから10mmの範囲とし、毛の高さは6mmから8mmとする。設置場所については点字ブロック等施設利用の安全性を考慮し、市の指定した場所とする。
- (2) 広告掲載者（以下「掲載者」という。）は、広告の掲示及び撤去を行うにあたり、資産管理課職員または生涯学習スポーツ課職員の立会いを受けなければならない。
- (3) 資産管理課長または生涯学習スポーツ課長は、掲載者が速やかに広告を掲示できるよう配慮しなければならない。
- (4) フロアマットの維持管理及び定期清掃については、掲載者の責任で行うこととする。定期清掃を1ヶ月に1度以上行うこととし、清掃中もフロアマットが設置できるよう2枚以上のフロアマットを製作することとする。
- (5) 資産管理課長または生涯学習スポーツ課長は、広告の掲示場所が次の状態となったときは、直ちに掲載者へ連絡し改善させなければならない。

- ア 広告が掲示不能になったとき
- イ 広告の掲示が業務に著しく支障をきたす状態となったとき
- ウ フロアマットの汚損が著しいとき
- エ その他広告の掲示が適切でないとき

5 掲示期間

広告を掲示できる期間は、1年とする。ただし、掲載者が希望する場合は、1月単位とすることができる。

6 募集枠数

掲示する広告の枠数は、庁舎8枠、図書館4枠とする。

7 広告の掲示に係る料金

広告の掲示に係る料金は、1枠年額24,000円（1月単位で掲示するときは、月額2,000円）とする。

8 広告の掲示に係る料金の納付

- (1) 広告の掲示に係る料金は、原則として通知後14日以内に納付するものとする。
- (2) 市の都合により、掲示を認めた期間前に広告を掲示するときは、期間前に係る広告の掲示に係る料金は徴収しないものとする。

9 広告の掲示に係る料金の還付

- (1) 掲載者の責めによらない理由により、掲示月の16日以上において広告を掲示できなかつたときは、広告の掲示に係る料金の月額を還付するものとする。また、掲示月の15日以下において広告を掲示できなかつたときは、広告の掲示に係る料金を還付しないものとする。
- (2) 前項の規定により還付する広告の掲示に係る料金には、利子を付さない。

10 広告内容

広告のデザイン及び内容などは、庁舎及び図書館のイメージを損なうことのないよう、掲載者と調整してから掲示するものとする。また、次に掲げる事項を順守するものとする。

- (1) 個人名の記載がされていない（個人名が商店等の名称に使用されている場合を除く。）こと。
- (2) あたかも市、国及び他の地方公共団体等が推奨しているかのような誤解を与える恐れがないこと。

1 1 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

1 2 適用

この基準は平成21年1月1日から適用する。

この基準は平成27年4月1日から適用する。(平成27年2月24日一部改正)

この基準は平成28年4月1日から適用する。(平成28年3月30日一部改正)